

議員（渡邊 美喜子）

13番、渡邊 美喜子でございます。一般質問をさせていただきます。

一問一答方式でお願い致します。

1点目、伝統的建造物群保存地区の制度導入について。略しまして、重伝建でございます。2点目、「ふるさと住民」の普及について。3点目、全国の4割が給食費を無償化。以上の質問であります。よろしくお願い致します。

1点目、伝統的建造物群保存地区の制度導入について。

この重伝建制度については、私の記録によりますと令和4年度、天野議員とそして令和5年度、令和6年度にも氏家議員が質問されております。

共通している質問は、進捗状況であります。

地域住民に丁寧な説明と一定の理解が必要となることから時間がかかっている事と思いますが、令和4年度、天野議員の質問での答弁は令和5年末の重伝建選定の申出を目指して進めていくとのことでありました。

令和5年度、氏家議員の質問での答弁では、令和6年1月に文部科学大臣に重伝建の設定の申込みをする見込みであると答弁されています。

重伝建の選定を受けることにより、多度津町の歴史的伝統文化を生かし、魅力ある本町の活性化に繋がります。

例えば第4土曜デー、先進地区への視察、文化庁調査官現地指導、戸別訪問、まち歩きの新企画、本町の魅力を放映するなどまさに官民一体となって実施していることに敬意を表します。しかし、文化庁担当調査官の現地指導の内容はスピード感を持って進めるよう指導があったと聞いております。

それでは質問を致します。1点目、重伝建の選定について、今後どのように進めていくのか伺います。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員の重伝建の選定を今後どのように進めていくのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

重要伝統的建造物群保存地区制度、いわゆる重伝建制度は地域の歴史的価値や文化的資源を保護し、地域の魅力を高めることを目的としております。この重伝建制度の導入には地域住民や所有者が制度の意義や必要性を理解し、制度への同意を得ることが不可欠であると考えております。しかしながら、現段階では制度への同意が十分ではありませんが、同意率については徐々にではありますが、増えてきております。このため、地域住民や所有者に対する合意形成を最優先に行っていく必要があります。具体的には、同意を頂いていない方には制度の意義や仕組みを丁寧に説明し、理解を深めて頂くとともに同意を頂いている方には制度の進捗状況等のお知らせをし、建物の保存意識が低下しないように取り組んでいきます。

次に合意形成が取れた後には、保存地区としての選定手続を進めていきます。最終的には、国や地方自治体による正式な認定が行われることになります。このように、重要伝統的建造物群保存地区制度の選定は地域の合意形成を基盤としたプロセスで進めていくことが不可欠であります。今後も制度のより分かりやすい説明をしながら、重要伝統的建造物群保存地区制度の選定に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

何%が同意っていう部分で同意率をちょっと調べさせていただきましたが、同意率が高ければ高いほどいい訳でございますが、調べた結果は、あまりそういうことには拘らなくてもよろしいという言葉も入っておいりましたので、皆さんの同意を得るということは今後にも繋がりますので、そういう点もあるかとは思いますが。

次の質問をさせていただきます。選定地区の方々の反応や状況について伺います。

生涯学習課長（福田 純）

渡邊議員の選定地区の方々の反応や状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

これまで本町では保存地区に想定される範囲内に関係する方108名に対し、伝建制度の導入に関する同意書の提出をお願いしているほか、概ね戦前に遡る家屋等の建築物や石造物、門、塀等の工作物、また、樹木等の環境物件を指す「特定物件」の所有者の方68名に対し、同意書の提出をお願いしてきました。

令和6年度末における同意書の提出状況についてご報告させていただきます。

まず、伝建制度の導入に関する同意書の提出状況と致しましては、約45%の同意を得ています。また、特定物件に関する同意書の提出状況と致しましては、約42%の同意を得ています。

現在の伝建制度導入に関する同意率及び特定物件に関する同意率を考えると伝建制度全体に対する地域住民の同意が、まだ十分でない状況であると考えています。

今年度は伝建制度の導入に関する同意書の取得率を高めていくため、制度についての住民目線に立った分かりやすい説明を行うとともに町長と一緒に個別訪問する機会を増やし、説明をしていく予定としているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

丁寧な答弁有難うございます。

それでは次の質問をさせていただきますが、3 点目、選定の申出、認定はいつ頃になりますか、町の考えを伺います。

生涯学習課長（福田 純）

渡邊議員の選定の申出、認定の時期についてのご質問に答弁をさせていただきます。

過去の議会等でも答弁させていただきました伝建制度に関するスケジュールについては、先ほど申し上げました状況であり、当初の予定より時間がかかっております。

しかし、本町は住民の考えを第一として都市計画法に定める手続を円滑に進めるために「伝建制度の導入に関する同意率9割」、「特定物件に関する同意率7割」を目標に伝建制度の導入について取り組んでおり、合意形成を図ることを最優先に進めております。

選定の申出や認定の時期につきましては住民の理解が進み、多くの方の同意が得られた場合には、関係課と連携し早期に選定及び認定の事務手続に取り組めるよう努めていきます。

伝建制度の導入は町の未来に大きな影響を与えるものであり、その実現には地域住民や所有者の理解が不可欠です。これからも地域住民との対話を重視しながら、伝建制度の導入に向けた取組みを進めていきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

そこで、再質問ということにさせていただきます。

今の答弁等につきまして、伝統文化、次の世代に残せるのだろうかとか残すためにも町挙げて一丸となって取り組んでいる。姿勢を示すことが大切かという風に思います。同じ方向性を共有して、そして進んでいく。大変にこのことが重要であります。次の世代に残せるかどうかは、今、別れ道と言うのか本当に瀬戸際と言ってもいいのではないのでしょうか。また、答弁の中に町長と一緒にありますという言葉がありました。この言葉はすごく重みを感じます。町長の強い決意を感じます。本当に有難いことでございます。どうか重伝建に向け、取り組むことを願っております。これを逃したら本当にどうなるのかなという危機感を持っております。

そこで、本町の未来のためにもどうかよろしくお願いしたいと思います。

そこで、町長のお考え、また、意気込みは分かりました。課長からのお話も分かりました。

そこで、副町長に再質問させていただきます。副町長の意気込み、お考えを伺います。お願い致します。

副町長（岡部 登）

ただ今の渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。

何をもって私に聞かれるのかの趣旨は分かりませんが、町長をはじめとする我々執行部は同じ考えでございます。この件につきましては、施策を行い始め

てから時間がかかり過ぎているということは事実ですし、様々なご意見があることも承知しております。コロナなどにより、人の移動が滞り、少子化の影響がより顕著になるなど社会の情勢も変化してきておりますので、それらのご意見も傾聴しながら、引き続き、住民の幸せのための施策の一つとして取り組んでまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

方向性が一緒だということで、実は、なぜ副町長に答弁を頂きたいのかというのは、本通りということで自宅も近くにございます。町長も近くにございます。そういった意味で、やはり車の両輪じゃないですけども頑張ってもらえばという風に思っておりますので、よろしくお願い致します。急に再質問して申し訳ございませんが、有難うございます。

それでは、2点目の質問を致します。2点目はふるさと住民の普及、「二地域居住」の活路を開くかについてです。

都市と地方を行き来しながら暮らす「二地域居住」は移住に比べ、ハードルが低く、東京一極集中を是正し、地方への関わる人の流れを創出する狙いであります。促進する法律が昨年施行された。地方では、死亡数が出生数を上回る自然減が止まらない。多様な形で地域に関わる関係人口の頼みの綱であると言えます。

三豊市では2017年開始。ふるさと住民数は540名。2024年に終了。

三木町では941名。リンク先から申し込みが出来ます。

思いさえあれば、どなたでも住民になれる。構想では、ふるさと住民に登録されると自治体がボランティア募集し、来訪を促す。地域への関心を継続して持ってもらい、将来的には都市と地方の生活拠点を持つ二地域居住も見据える。

質問でございます。本町も関係人口増へ新制度創設に取り組んではどうでしょうか。答弁願います。

政策課長（吉田 拓也）

渡邊議員の関係人口増への新制度創設の取組についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問のとおり、令和6年11月に「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、市町村においても積極的に二地域居住の促進に向けた取組みが実施出来るよう、国による支援が行われることになったと承知をしています。

しかしながら、当該制度を市町村が活用するためには、まずは都道府県が法律に基づく計画を策定する必要があり、現在、県と共同で国土交通省の説明会に参加するなど情報の収集と共有を図っているところです。

また、議員ご提案の「ふるさと住民」制度については、現在までに「ふるさと

住民票」という枠組みで三豊市や三木町をはじめとした全国12自治体が地域ごとに創意工夫をしながら関係人口の創出に取り組んでいましたが、三豊市を含む3自治体は既に制度を終了しております。

現在、国において「地方創生2.0」の実現に向けた取組として「関係人口」に着目し、住所地以外の地域に継続的に関わる方々を登録出来る「ふるさと住民登録制度」の創設に向けて検討が行われていることを報道で拝見しております。

この「ふるさと住民登録制度」については、国から各自治体に対し現時点で提供されている情報はなく、報道機関等が報道している内容や国のホームページに掲載されている概要のみを把握している状況であり、当該制度に係る情報は未だ不確実で暫定的なものです。

現在、本町のみならず、地方部を中心に人口減少が進行している地域において地域の活性化を図るためには、地方への人の流れの創出・拡大が喫緊の課題となっている一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を経てU・J・Iターンを含む若者や子育て世帯を中心に二地域居住に対するニーズは高まっています。

二地域居住は議員ご質問にもあるとおり、関係人口を創出・拡大し、魅力的な地域づくりに資するものと考えております。今後、国において正式な情報が示されましたら、遅滞なく導入に向けた検討を行えるよう、引き続き、県などの関係機関と連携を密にしながら、各種情報の収集や先進事例の研究を行うとともに関係人口の創出に向けた取組を推進していきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁頂きまして有難うございます。最近このふるさと住民という名前で新聞によく出ておりますので、今回、取り上げさせて頂きましたが、ある新聞には掲載されて地方創生への基本構想案でありますということで、10年で1,000万人登録目標ということを言われています。これは人口への偏り、東京一極集中を解消するものということで一案と思われます。答弁頂いた中に国のこれからの動向を注視しながら、本町も遅れることなく、導入に向けて行っていくとのこと、よろしくお願いしたいと思います。また、情報がありましたら、お話、指導して頂ければという風に思います。お願い致します。

次の質問を致します。3点目の質問は、全国の4割が給食費無償化についてであります。

令和6年6月の新聞報道で、全国の自治体において547（30.7%）が給食費の完全無償化。小学校・中学校のみというところもありますが、約4割が無償化であり、県内においても宇多津町を含め17市町のうち7市町と半数でありま

す。

質問に入ります。小学校のみ給食費無償化の場合、中学校のみの給食費の無償化にした場合、いくらの財源が必要なのか伺います。

教育総務課長（池田 友亮）

渡邊議員の小学校のみ給食費無償化の場合、中学校のみ給食費無償化の場合などいくらの財源が必要であるかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和6年度の児童生徒にかかった給食費は、高騰分を含め小学校約4,800万円、中学校約2,700万円でした。

令和5年度、令和7年度に物価高騰に伴い給食費の改定を行っていましたが、高騰分を町費で負担することにより、保護者負担については令和元年度と同じ1食当たり小学校245円、中学校280円のままとなっています。ただし、児童・生徒の給食費を無償化する際は値上げ分の費用も必要となるため、令和7年度からの1食当たりの給食費、小学校310円、中学校355円が必要となります。よって、令和7年度に無償化した場合は小学校は約5,800万円、中学校は約3,500万円が必要となります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

次の質問に移ります。財源確保が課題であります、本町の考えを伺います。

教育総務課長（池田 友亮）

渡邊議員の財源確保が課題であります、本町の考えについてのご質問に答弁をさせていただきます。

先の答弁のとおり、給食費の無償化には多額の費用が必要となります。

本町においては、物価高騰分に対して物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、町費で対応しています。低所得者へは多度津町就学奨励費支給要綱に基づき、児童扶養手当等を支給している世帯等について給食費を請求していません。また、第3子以降学校給食費無償化事業を実施しています。

給食費を単独事業で無償化することは、継続的な予算措置が見込めない状況においては困難と考えます。今までも機会を捉えて国や県に対し無償化の要望を伝えていますが、今後も教育における地域格差がないよう要望してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

確かに財政については、色んな面で大変だとは思いますが、今、私先ほど言いましたが、小学校のみ中学校のみということ、質問というのかお話した訳でございしますが、小学校の3中学校のみということで、よその自治体はこういうこともされております。一括して小中は大変であるから、小学校にするのか、また、中学校のみということも考える余地があるのかなと、ふと思っておりますし、実はですね、中学校3年のみというところもございします。それはどうし

てかと申しますと保護者の方の無償化の要望がよく耳にするということで、中学3年になると進学を控えて教育費の負担は重くなる。特に3年生からでもいいから無償化を考えて頂きたいということもありました。こういうことは出来るのかなという風には思っておりますが、そういった面で小・中学全部ということは本当に今の多度津町、大変かと思いますので小学校だけにするのか、また、中学校だけにするのか、また、それを3年生だけにするのか、色んな方法があると思います。今度の検討ということで、どのように思われていますか。質問させていただきます。答弁をお願い致します。

教育長（三木 信行）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。

正直に言いまして、これまで教育委員会部局として、小学校だけ、中学校だけ、あるいは中学校3年生だけでもという議論をしたことはございません。これは正直なところでございます。給食の無償化ということにつきましては、各家庭の経済状況を支援するということとか町としての子育て支援に資するという意味において、意義はあるという風には考えております。ただ、教育委員会の部局としましては、様々な教育施策や施設で非常に費用の発生も色々考えるところもありますし、タブレットについてもセカンドGIGAがもうすぐ始まろうとしている時期であって、そういうものを町全体としての予算の中で今こういう状況になっていると考えております。先ほど課長が申しあげましたように、現段階で出来る支援というのを第三子であるとか、そういったところはやっているとあります。ただ、今回そういう意見も頂いたので、一つそういったあたりも考えていくこともあるのかなと思っています。もう一つ、私自身の気持ちとしては、過去にも少しお話ししたことがあると思うんですが、国ベースで求めていきたいというのは、一つは、地方の予算としてということではなくて義務教育ですので、元来は全国津々浦々同じクオリティー、同じ内容の教育は担保されるべきだという風に私は思っております。そういう点で色んな方面から考えていく必要が、この給食費の問題はあるのかなという風に考えております。以上、具体的な答弁にはならなかったかも知れませんが、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁を頂きました。

でもやはり一つ気になるのは、財政格差によって、子どもたちはやっぱり隣の自治体は無料、でも多度津町はいくらという、そういう部分に関しましては、やはり財政によって格差をつけることは間違っているのかなという風に私は思っておりますが、国の施策で子どもたちが全部無償化になればということ、本当にいつも思っております。そういった意味も含めまして、今回、取り上げさ

せて頂きました。給食の無償化につきましては、中学校のみ、小学校のみというところも実際ございますので、そういった部分を含めて検討するなり、お話を聞くなりして頂ければという風に思っております。よろしくお願い致します。

これで、渡邊 美喜子の一般質問を終わります。有難うございました。